

令和4年度 市内中小企業等の多様な人材確保・活躍支援業務委託仕様書

1 事業目的

市内中小企業等における慢性的な人手不足の解消や若者、女性、高齢者及び就職氷河期世代など多様な人材の確保等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢等の変化に応じた効果的な就業支援を推進することで、多様な人材の活躍を通じた企業の持続的な発展と求職者の安定した雇用を促進することを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月24日

3 履行場所

川崎市内 他

4 委託内容

(1) 求職者のニーズに沿った市内中小企業等の魅力発信

市内中小企業の業務や取組内容、働く魅力、及び求職者のニーズに沿った諸情報等を取りまとめるとともに、その魅力を求職者に広く発信し、市内中小企業の認知度向上及び多様な人材確保を図る。

ア. 専用ホームページの開設、及び運営

市内中小企業の魅力発信、及び求職者向けイベント等の周知を図るため、専用ホームページの開設・運営を行う。なお、当該ホームページには、求職者向けイベント等の申込フォームを設置すること。

イ. 学校等と連携した企業と学生等との交流機会の創出

川崎市内及び周辺の学校等2校以上開拓し、学校等と連携して企業の魅力を直接発信するとともに学生と交流を図る機会を4回程度実施する。

受注者は、学校等との調整、コーディネート、企画、運営、及び資料調製など実施に際して必要な業務を行う。

ウ. その他、受注者の提案に基づく効果的な市内中小企業等の魅力発信（提案事項）

(2) 市内中小企業等のインターンシップ促進

市内中小企業等がインターンシップの受入を通じて、自社で働く魅力等を求職者等に

対して発信するとともに、求職者等に体験させる機会を創出するため、下記の一連のプログラムを実施する。なお、求職者等の対象は、就職活動前の学生等とする。

ア. 企業向けノウハウ支援セミナーの開催

市内中小企業等のインターンシップ受入ノウハウを支援するため、求職者等の受入に向けたオンラインセミナーを1回開催する。

イ. インターンシップ受入企業と各求職者とのマッチングイベントの企画・運営・開催

インターンシップの受入を行う市内中小企業等と、インターンシップへの参加に関心のある求職者等のマッチングイベントを開催する。開催に際しては、必要に応じて、参加者向けガイダンスや個別相談等のフォローを実施し、事業効果が高まるような工夫をすること。

(ア) 開催回数 留学生を含む学生等を対象に1回以上

(イ) 開催期日 令和4年7月から令和5年2月までの間

※学生等の夏季休暇を考慮し効果的な時期に実施すること

(ウ) 開催場所 原則、川崎市内の会場

(エ) 参加企業 25社程度

(オ) 集客目標 80名以上

(カ) 委託内容 マッチングイベント開催における業務全般

ウ. インターンシップ実施時のリスク保障

マッチングイベントを通じてインターンシップを実施することとなった場合に、発生する可能性のあるリスクを保障する仕組みを取り入れること。

エ. マッチングイベント後の支援

参加企業及び参加者に対して、必要に応じてインターンシップ実施に向けた調整や個別相談等のアフターフォローを行い、インターンシップが円滑に行われるように支援する。また、マッチングイベント開催後一定期間は、参加企業のインターンシップ実施状況を把握するとともに、マッチングイベント開催後3か月以内にインターンシップへ参加した人数等を参加企業ごとに集計し、発注者へ報告すること。

(3) 市内中小企業と求職者とのマッチング機会の創出

市内中小企業等に対して、多様な人材（学生等若年者、女性、シニア等）の採用等に関するノウハウ支援を行うとともに、各人材と企業との交流機会を設け、市内中小企業等の人材確保を図る。

ア. 企業向けノウハウ支援セミナーの開催

市内中小企業等の採用ノウハウ等を支援するため、人材採用に関する具体的なテーマ設定を行った上で、オンラインセミナーを3回開催する。テーマ設定にあたっては、広く人材採用に関心・意欲のある市内中小企業等をターゲットとし、ノウハウ支援と併せて、後述する若年者、女性、ミドルシニア交流イベントや合同企業就職説明会等への

参加誘導を図るものとする。

イ. 市内中小企業と各求職者との交流イベントの企画・運営・開催

市内中小企業等と各求職者との交流イベントを開催し、人材確保に向けたマッチングを図る。開催に際しては、必要に応じて、求職者向け就職ガイダンス、キャリアサポートかわさき等の就業支援機関による個別就職相談ブース設置等のフォローを実施し、事業効果が高まるような工夫をすること。

- (ア) 開催回数 若年求職者（概ね34歳以下）対象：3回以上
再就職等を希望する女性求職者対象：2回以上
ミドルシニア求職者（概ね35歳以上）対象：1回以上
- (イ) 開催期日 令和4年7月から令和5年2月までの間
- (ウ) 開催方法 原則、川崎市内の会場開催とし、若年者及び女性の各1回をオンライン開催とする。
- (エ) 参加企業 若年求職者（概ね34歳以下）対象：各15社程度
再就職等を希望する女性求職者対象：各15社程度
ミドルシニア求職者（概ね35歳以上）対象：15社程度
- (オ) 集客目標 若年求職者（概ね34歳以下）対象：各60名以上
再就職等を希望する女性求職者対象：各30名以上
ミドルシニア求職者（概ね35歳以上）対象：30名以上
- (カ) 委託内容 交流イベント開催における業務全般

ウ. 交流イベント後の支援

交流イベント参加企業及び参加者に対して、必要に応じて個別相談等のアフターフォローを行い、企業の人材確保及び求職者の就業が円滑かつ効果的に行われるように支援する。求職者については、キャリアサポートかわさきに繋ぐなどして、継続的な就業支援が行われるようにすること。

また、交流イベント開催後一定期間は、参加企業への企業見学・面接・内定・採用等の状況を把握するとともに、交流イベント開催後3か月以内に次の内容を参加企業ごとに集計し、発注者へ報告すること。

- (ア) 交流イベントをきっかけとした企業見学もしくは採用選考の申込人数
- (イ) 交流イベントをきっかけとした採用もしくは採用内定の人数

なお、交流イベントの参加者数については、交流イベント開催の翌営業日までに速報値を発注者へ報告すること。

エ. その他

交流イベント等を通じて、新卒者等を含む若年求職者に対して、参加企業の求人・募集情報を提供する場合には、「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98条）」に定める「青少年雇用情報」を含めて提供するよう努めること。

(4) 合同企業就職説明会等の実施

学生等若年者の長期安定的な就業支援と市内中小企業等の人材確保支援の両立を図る観点から、市就業支援機関等との連携を図りながら、就職に直結する合同企業就職説明会等を実施し、求職者と求人企業の実業マッチングを図る。

ア. 市内中小企業と各求職者との合同企業就職説明会等の企画・運営・開催

市内中小企業等と各求職者との就業マッチングを図るため、合同企業就職説明会等を開催する。開催に際しては、原則として当日その場で企業見学や採用選考への申し込みができるような機会を設けるとともに、キャリアサポートかわさき等の就業支援機関による個別就職相談ブースを設置する等、就職に直結するような工夫や、イベント後の継続的な就業支援への橋渡しを行うこと。

(ア) 開催回数 新規大卒予定者及び概ね34歳以下の若年求職者対象：1回以上
専修大学卒業予定者等対象：1回以上
外国人留学生対象：1回以上

(イ) 開催期日 令和4年7月から令和5年2月までの間
ただし、原則として、外国人留学生対象については、令和4年5月30日(月)に1回開催すること。

(ウ) 開催方法 原則として、川崎市内の会場開催とする。ただし、感染症防止対策等のため必要が生じた場合は、発注者と協議の上、いずれのイベントもオンラインでの開催を行う。

なお、外国人留学生を対象に、令和4年5月30日(月)に開催する場合には、川崎市産業振興会館(川崎市幸区堀川町66番地20)1階ホールを会場として、発注者の負担により利用できるものとする(ただし、同会館に付属する備品以外の設備の用意、設営、運営等に係るその他の経費については受注者の負担とする。)

(エ) 参加企業 新規大卒予定者及び概ね34歳以下の若年求職者対象：50社程度
専修大学卒業予定者等：20社程度
外国人留学生対象：10社程度

なお、外国人留学生を対象に、令和4年5月30日(月)に開催する場合には、発注者があらかじめ参加希望企業を集め、令和4年4月初旬に発注者から受注者へ連絡調整等を引き継ぐものとする。

(オ) 集客目標 新規大卒予定者及び概ね34歳以下の若年求職者対象：100名以上
専修大学卒業予定者等：70名以上
外国人留学生対象：80名以上

(カ) 委託内容 合同企業就職説明会等開催における業務全般
ただし、外国人留学生を対象に、令和4年5月30日(月)に開催する場合の参加企業募集に係る業務は除く。

イ. 合同企業就職説明会等開催後の支援

合同企業就職説明会等参加企業及び参加者に対して、必要に応じて個別相談等のアフターフォローを行い、企業の人材確保及び求職者の就業が円滑かつ効果的に行われるように支援する。求職者については、キャリアサポートかわさきに繋ぐなどして、継続的な就業支援が行われるようにすること。

また、合同企業就職説明会等開催後一定期間は、参加企業への企業見学・面接・内定・採用等の状況を把握するとともに、合同企業就職説明会開催後3か月以内に次の内容を参加企業ごとに集計し、発注者へ報告すること。

(ア) 合同企業就職説明会をきっかけとした企業見学もしくは採用選考の申込人数

(イ) 合同企業就職説明会をきっかけとした採用もしくは採用内定の人数

なお、合同企業就職説明会の参加者数については、合同企業就職説明会開催の翌営業日までに速報値を発注者へ報告すること。

ウ. その他

合同企業就職説明会等を通じて、新卒者等を含む若年求職者に対して、参加企業の求人・募集情報を提供する場合には、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に定める「青少年雇用情報」を含めて提供するよう努めること。

(5) その他の委託事項

ア. 実施計画の作成

事業の実施時期や内容等について、実施計画を策定すること。セミナーやマッチングイベント等の実施時期や規模等は、各対象者の就職活動時期や動向等を踏まえて効果的な手法を検討することとし、具体的には提案事項とする。

イ. 各種イベントの企画・運営・実施

各種イベントの実施にあたっては、受注者が企画・運営を行う。開催日時等は、対象人材や企業の参加しやすい時期や時間帯等を考慮した上で、発注者と協議し決定する。

(ア) 会場の確保

イベント会場は、受注者が川崎市内等の施設を確保し、会場費や備品使用等に係る費用を負担する。また、収容定員やスペース等に余裕がある会場を選定するとともに、イベント実施時においては、人と人との距離を十分に確保すること。

なお、本仕様書4(1)イに定める「学校等と連携した企業と学生等との交流会」、4(4)に定める専修大学卒業予定者等を対象とした「合同企業就職説明会」を開催する場合の会場選定については、第一に連携する学校等の意向を踏まえた上で、連携先の学校施設もしくは学校近隣の施設を原則として調整すること。

(イ) 講師選定

企業向けセミナーや求職者向けガイダンス等の実施にあたって、講師を選定するとともに、講演に係る費用を負担すること。

(ウ) 資料調製

セミナー等における講義内容や、マッチング会参加企業の情報など、イベント参加者に必要な資料の調製を行うこと。

(エ) 参加者受付

参加企業や参加者の申込受付は、問合せ窓口の設置や受付名簿の作成など申込者の管理を、発注者と連携しながら受注者が行うこと。

(オ) 参加料

本事業に参加する企業及び求職者等の参加料は無料とする。

(カ) アンケート調査の実施

各参加企業及び参加者に対してアンケートを実施し、結果の集計を行った資料をアンケート実施後3か月以内に発注者へ提出すること。また、集計結果の分析を行うとともに、その後の事業実施に向けた検討を行うこと。

ウ. 広報

本事業における支援メニュー全体に関するPR、及び各種イベントの参加企業や参加者の募集については、受注者において効果的な広報を実施すること。

広報媒体については、専用ホームページ、チラシ・ポスター、広告サイト、SNS、DM、その他受注者独自ルートなどにより、企業や各求職者の集客に効果的な手法を最大限に活用すること。具体的な手法については、**提案事項とする**。

エ. 感染防止対策の実施

各種イベントの実施にあたっては、感染症の発生や拡大等の状況を勘案し、発注者と協議の上、感染防止対策を講じて実施すること。また、イベント等の実施が困難な場合は、参加予定企業及び求職者に同様の支援が行えるように代替策を提案し、発注者と協議の上で実施すること。

なお、対策を講じる上で必要な物品等は受注者が用意することとし、購入した場合の所有権は消耗品等を除き発注者に帰属するものとする。

オ. 関連事業との連携

本市の生産性向上・働き方改革関連事業と連携を図るとともに、川崎市中小企業等人材育成・確保支援事業補助金等の活用や生産性向上・働き方改革推進事業者等のイベント参加を促すこと。

また、就業支援事業と連携を図り、マッチングイベント等への参加を促すとともに、企業の人材確保及び求職者の就業が円滑に行われるように支援するなど、効果的な事業運営を図ること。

5 発注者への報告

委託業務完了後、完了報告書を作成し、電子媒体及び紙媒体で提出すること。

6 関係法令の遵守等について

(1) 本委託業務の実施にあたっては、次に掲げる法令・指針を遵守すること。

ア. 職業安定法（昭和22年法律第141号）

イ. 職業安定法施行令

ウ. 職業安定法施行規則

エ. 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受注者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（以下、「指針」という。）

オ. 雇用管理分野における個人情報ガイドライン

カ. 青少年の雇用の促進等に関する法律

キ. その他本事業実施にあたり関連する法令

(2) その他

本事業実施にあたり関連する法令が改正された場合や関連する新たな法制度等が創設された場合には、その理解を深め、必要に応じて、本事業実施の手法等について改善提案を行うよう努めること。

7 その他留意事項

(1) 当該業務は、川崎市契約規則、川崎市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 当該業務の履行にあたっては、川崎市「合理的配慮の提供等に関する基本方針（令和4年1月）」を遵守し、イベントや講演会（セミナー）等を開催する際には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第7条第2項の規定に基づく「合理的配慮の提供」を欠くことのないよう特に留意すること。

(3) 受注者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託してはならない。

(4) 業務の進捗状況や提案事項等は随時報告するなど、発注者と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。

(5) 業務遂行上、使用した資料・根拠等はすべて明確にし、発注者に提出すること。

(6) 社会的情勢等やむをえない事情により、イベント等の実施が困難な場合は、実施方法や参加予定者への対応などについて、発注者と協議して決定し、対応すること。その他本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、発注者と協議して定めること。また、協議の場所は原則として経済労働局労働雇用部で行うこと。

- (7) 受注者は、業務上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用したり、他に漏らしたり、流用してはならない。また、業務上知り得た個人情報、委託期間終了後すみやかに発注者に返却し、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体・電子媒体等の形態を問わず、継続して保有しないものとする。
- (8) 受注者は個人情報を含む情報資産の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (9) 業務完了後10日以内に業務完了報告をし、検査を受けること。なお、報告は文書により行うものとする。
- (10) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指定する期間内に修正を行い、その検査を受けること。
- (11) 成果物については、発注者に帰属するものとする。